

平成18年5月17日

各 位

会 社 名 東京応化工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 中村洋一
コード番号 4186 (東証第一部)
問 合 せ 先 広報部
TEL. 044-435-3000

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、本年6月29日開催予定の当社第76回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更についてご提案申し上げることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由および内容

- (1) 公告方法について、インターネットの普及を考慮し、周知性の向上を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が生じた場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (2) 当社は、平成17年9月28日開催の取締役会決議に基づき、平成17年10月7日付をもって、自己株式300万株を消却いたしました。これに伴い、現行定款第5条(会社が発行する株式の総数)を修正するものであります。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第19条(任期)について所要の変更を行うものであります。
- (4) 取締役会の機能強化を目的として導入いたしました執行役員制度が定着したことに伴い、現行定款第20条(役付取締役および代表取締役)について所要の変更を行うものであります。
- (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

株主総会の議決権の代理行使について、代理人の数および代理権を証明する方法を明確にするため、現行定款第15条(議決権の代理行使)について所要の変更を行うものであります。单元未満株式の権利を明確にするため、第10条(单元未満株式についての権利)を新設するものであります。

当社の株主総会をその本店所在地である川崎市中原区において開催することを明確にするため、第16条(開催場所)を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部について、インターネットを利用する方法で開示することにより、みなし提供を行うことができるよう、第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

本件に関するお問い合わせは

東京応化工業株式会社 広報部

〒211-0012 川崎市中原区中丸子150番地 TEL.044-435-3000(代) FAX.044-435-3020

<http://www.tok.co.jp/>

必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約の締結ができるよう、第29条(社外取締役との責任限定契約)および第37条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

なお、第29条の新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (6) 会計監査人に関する事項を明確にするため、第6章として会計監査人の章を新設するとともに、第38条(選任)、第39条(任期)および第40条(報酬等)を新設するものであります。
- (7) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設および変更のほか、「会社法」に対応した用語および引用条文の変更ならびに不要となる規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (8) 上記のほか、定款に規定すべき事項の見直しを行い、現行定款第16条(議事録)、第24条(議事録)および第32条(議事録)を削除するとともに、字句の整備および条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 現行定款および変更案

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (省 略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の製品の製造、加工、販売および輸出入	1. 次の製品の製造、加工、販売および輸出入
(1) カリ、ソーダ塩類	ア カリ、ソーダ塩類
(2) 感光性樹脂および同関連の薬品、材料、装置機器類	イ 感光性樹脂および同関連の薬品、材料、装置機器類
(3) 化成品、工業薬品、化学薬品、合成樹脂	ウ 化成品、工業薬品、化学薬品、合成樹脂
(4) 試薬、香料、医薬	エ 試薬、香料、医薬
(5) 科学装置機器類	オ 科学装置機器類
2. 前号に定めた装置機器類の設置工事、管工事、電気工事の請負、設計、施工および監理	2. 前号に定めた装置機器類の設置工事、管工事、電気工事の請負、設計、施工および監理
3. 第1号に定めた装置機器類の賃貸、改造および保守	3. 第1号に定めた装置機器類の賃貸、改造および保守
4. 産業廃棄物の収集、運搬および処理事業	4. 産業廃棄物の収集、運搬および処理事業
5. 水質、大気、土壌等の濃度に係る計量事業	5. 水質、大気、土壌等の濃度に係る計量事業

現 行 定 款	変 更 案
<p>6. 損害保険の代理業および生命保険の募集業</p> <p>7. 不動産の賃貸、管理および売買</p> <p>8. 工業所有権、著作権およびノウハウの実施許諾ならびに販売</p> <p>9. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(6) 損害保険の代理業および生命保険の募集業</p> <p>(7) 不動産の賃貸、管理および売買</p> <p>(8) 工業所有権、著作権およびノウハウの実施許諾ならびに販売</p> <p>(9) 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第3条 (省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
	<p>(機 関)</p>
	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p>
	<p>(1) 取締役会</p>
	<p>(2) 監査役</p>
	<p>(3) 監査役会</p>
	<p>(4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(会社が発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、2億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9,700万株とする。</p>
	<p>(株券の発行)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
	<p>(自己株式の取得)</p>
<p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>
<p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p>	<p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>
<p>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。</p>	<p>当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券の再交付、株券の不所持その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿の基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、権利を行使すべき株主または登録質権者とみなすことができる。</u></p>	(削 除)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招 集)	(招 集)
<p>第12条 (省 略) 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</u></p>	<p>第14条 (現行どおり) 定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</u> (現行どおり)</p>
(省 略)	(現行どおり)
(新 設)	(定時株主総会の基準日)
(新 設)	<p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
(省 略)	(開催場所)
<p>第13条 (省 略) (新 設)</p>	<p>第16条 <u>当会社は、川崎市中原区で株主総会を開催する。</u></p>
(新 設)	<p>第17条 (現行どおり)</p>
(決 議)	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>
<p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>第18条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>(決 議) 第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
<p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する株主に限りこれを代理人として、その議決権の行使を委任することができる。<u>ただし、この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u>
(議事録)	
<u>第16条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印して、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</u>	(削 除)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第17条 (省 略)	第21条 (現行どおり)
(選 任)	(選 任)
<u>第18条 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (省 略)	<u>第22条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
<u>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u>	<u>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除)
(役付取締役および代表取締役)	(役付取締役および代表取締役)
<u>第20条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選任することができる。</u> (省 略)	<u>第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</u> (現行どおり)
取締役会は、その決議により前項に加えてさらに会社を代表すべき取締役若干名を選任することができる。	取締役会は、その決議によって前項に加えてさらに代表取締役を選定することができる。
(報酬および退職慰労金)	(報酬等)
第21条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。	第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
第22条 (省 略)	第26条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(取締役会の決議の省略)</u>
	第27条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (省 略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第24条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して、これを10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第25条 (省 略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第26条 監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役は、互選をもって常勤監査役を選任する。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (省 略)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第32条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して、これを10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第31条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
(新 設)	<p><u>(選 任)</u></p> <p><u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 計 算</u></p> <p><u>(営業年度および決算期)</u></p> <p><u>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、その末日を決算期とする。</u></p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p><u>第34条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第35条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計 算</u></p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p><u>第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</u></p> <p><u>(期末配当金)</u></p> <p><u>第42条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p><u>第43条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、その支払の義務を免れるものとする。</p> <p>未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第44条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、<u>当会社</u>はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>未払の<u>期末配当金</u>および中間配当金には、利息をつけない。</p>

以 上